

- ① 各種社会施設の見学、旅行の計画
- ② 組合の労働学校、講習会、研究会その他月々の教育の集令への参加
- ③ 労働組合への参加
- ④ 官制青年団、青年訓練所の組織、訓練の研究
- ⑤ 兵隊生活士の生活並に訓練の研究
- ⑥ 既成スポーツの研究
- ⑦ 戦時、戦後の研究

- ① 青年教育に必要とする一般資料の蒐集
 - ② 各種報告、ニエース作成
 - ③ 青年部活動日誌並に記録の作成
 - ④ 青年教育に必要とする図書、並に備品の保存
 - ⑤ 青年部に必要とする各種統計の作成
 - ⑥ 青年労働者の労働条件並に取場の情勢調査
- ⑦ 連絡活動
- ⑧ 当該組合、組合支部、分会の各専任部との協力並に連絡

全国労働青年部細則（草案）

第一部 本部門は全国労働組合同盟中央委員会の補助機関にして同盟所屬聯合會並に組合青年部を統制し同盟所屬聯合會並に組合と協力して本部門行動事項の實現を以て目的とする

第二部 本細則に於て青年組合員たるもの、年令は拾八才以上二十才以下たることを原則とする。但し青年部長、主任、部員はこの限に非ず

第三部 本部門に左の機関並に役員を置く

一 機関

不青年部会

青年部会は部長主任部員を以て構成し必要に於て部長之を召集す。但し巡回承認の形式により部会の決定と存すことを得。但し青年部会の決定は中央委員会の承認を得ることを要す。

二 役員

不部長は本部門一切の会務を統制處理す。主任は部長を補佐し会務を執行す。不部員は同盟所屬聯合會青年部長之に任じ本部門の地方的連絡統制の責に任ず。

第四部 本同盟所屬聯合會青年部は所屬組合青年部長を以て構成し、組合青年部の日常活動及び事務の統制を計るものとする。但し所屬聯合會、組合青年部細則は本細則を基準とすることを要す。支部分会亦之に準ず。

第五部 青年部活動に関する一切の予算は中央委員会の決議を経、青年部会の承認を得るものとする。

第六部 本細則は昭和七年十一月二十日より実施す。